

交野市 織姫の里かたのプレミアム付商品券 取扱店 募集・運用 要領

織姫の里かたのプレミアム付商品券事務局

(北大阪商工会議所交野支所内)

〒576-0052 交野市私部1-1-2

電話：070-1815-5939

FAX：072-893-3380

交野市では令和元年度にプレミアム付商品券を発行します。

発行者	交野市
受託事業者	北大阪商工会議所
発行見込総額	3億2千500万円（うちプレミアム分6千500万円）
発行見込冊数	6万5千冊
販売金額	1冊4,000円（500円券10枚綴り、計5,000円分）

【商品券】

- ①販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年1月31日（金）（予定）
 - ②有効期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）（有効期間のみ利用可）
 - ③換金期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月16日（月）（換金期間のみ有効）
- ※販売場所等については、後日ホームページ等でお知らせいたします。

●取扱店募集条件

- 募集期間** 令和元年6月10日（月）～令和元年**8月9日（金）**
- 受付時間** 平日 午前10時～午後5時
- 要件**
- ・取扱店は、小売、飲食、洗濯、理美容、サービス業などを営む交野市内の店舗とします。
 - ・商品券取扱店向けの説明会（8月に予定）に参加してください。
 - ・消費者にわかりやすいよう、商品券取扱店である旨のステッカーやポスター等を見やすい場所に掲示していただきます。なお、ステッカー・ポスター等については、事務局にて作成し配布します。
 - ・大型店・量販店・チェーン店・系列店等、交野市内に複数の店舗を持つ事業者については、各店舗ごとに申込みが必要です。

●商品券取扱店の選定における留意事項

小売、飲食、洗濯、理美容、サービス業などを営み、交野市内に店舗を有する事業者を対象とします。

1. 下記の事項に該当する事業者の店舗については取扱店対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年七月十日法律第二百二十二号）第2条に該当する事業者の店舗等
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていると認められる事業者の店舗等

(3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

2. 以下の取引・商品については本商品券の利用対象外となります。

- (1) 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料金等不動産に係る支払
- (2) 現金との換金、他の金券の購入又は交換、金融機関への預け入れ
- (3) たばこの購入
- (4) 有価証券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、企業等が発行する商品券等の換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (6) 国税、地方税や使用料などの公租公課

3. 不適切な行為は禁止します。

- (1) 商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を活用してはならない
- (2) 事業者同士による商品券の交換、譲渡及び売買は禁止します
- (3) 商品券を、事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いることはできない
- (4) その他、一般から批判を招きかねないような不適切な行為はしてはならない

※取扱事業者が商品券の不正利用に関与し、または、取扱要領等に違反したことが明らかな場合は交野市に報告の上、速やかに登録を取り消します。

取扱店運用条件

●取扱店向け説明会について

令和元年8月中に説明会を行います。本要項の内容についての説明、チラシ、ステッカー、ポスター等の配布、各種申請様式等の配布を行います。

取扱店登録証もこの時交付いたしますので、必ず出席してください。

●商品の販売について

- ・販売に当たっては、この要領を厳守した上で行ってください。
- ・有効期間外の商品券は利用できませんので、取り扱わないでください。
- ・商品券のみでの支払いの際において、釣り銭は出さないでください。
- ・同一店舗内で、商品券による取引対象外の商品・サービスを設ける場合は、消費者にわかりやすいように表示し、各事業者の責任において管理してください。
- ・通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、商品

券の使用を拒否するとともに、その事実をご報告ください。なお、盗難・紛失、偽造及び模造等による被害に対しては交野市並びに事業受託者である北大阪商工会議所はその責任を一切負わないものとします。

●受取後の商品券・換金について

- 取引により商品券を受け取った取扱店は、換金可能期間中に事務局の指定する方法で換金を行なってください。
- 換金及び再流通防止のため、使用済商品券裏面に取扱事業者自らの印を押印又は署名し、半券を切り取り線から切り離して保管してください。
- 換金期間（令和2年3月16日（月））を過ぎた商品券は換金できません。
- 換金方法については、8月の取扱店向け説明会でお知らせします。

【 換金について 】

換金は交野市内金融機関2行（枚方信用金庫交野支店・京都信用金庫交野支店）で行いません。

(1)換金方法

換金機関に商品券裏面の所定欄に取扱店受領印（もしくは取扱店名記入）を捺印した商品券、取扱店登録証、自店で確認した枚数・金額を記載した換金依頼書、店舗印または印鑑を持参してください。

換金機関で枚数・金額を確認し、受取証を授受、金額により現金または「取扱店登録申請書」に記載の指定口座に振込みます。

(2)換金（持込）期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月16日（月）まで（金融機関窓口取扱時間内）

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(3)入金までの日数

換金申請を受け付けた日より5営業日（金融機関稼働日）以内に「取扱店登録申請書」に記載の指定口座に入金します。

※振込元口座につきましては、後日ご連絡をいたします。

※詳細な換金方法等につきましては、取扱店向け説明会にて説明いたします。

●その他注意事項

その他、申込内容と異なる事実が判明した場合または違反行為があった店舗事業者については取扱店舗指定を取り消すことがあります。

なお、これに伴い発生した損害等については交野市並びに事業受託者である北大阪商工会議所はその責任を一切負わないものとします。

交野市全域で「織姫の里かたのプレミアム付商品券」事業が盛況で活気ある事業になりますよう、皆様とともに実施することをご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。